

令和元年第3回北海道議会定例会に提案する条例案(10件)

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(総務部人事局人事課(22-153))

○改正概要

地方公務員法及び地方自治法の改正等に鑑み、会計年度任用職員の勤務条件に関し必要な事項を定めることとし、併せて規定の整備等を行う。

(1) 会計年度任用職員の勤務条件に関する規定の新設

会計年度任用職員に対し支給する給与、勤務時間その他の勤務条件を定める。

会計年度任用職員の区分	支給対象となる給与、手当等
フルタイム	給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等
パートタイム	報酬、期末手当、費用弁償(通勤に要する費用)

※ 改正する条例：北海道職員の給与に関する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ほか19条例

(2) 規定の整備等(条項ずれの解消)

(施行期日 一部を除き、令和2年4月1日)

2 北海道立文書館条例の一部を改正する条例案

(総務部法務・法人局法制文書課(22-811))

○改正概要

道立文書館を江別市に移転する(現在地：札幌市(赤れんが庁舎内))。

※ 道立図書館敷地内に移転

(施行期日 一部を除き、令和2年4月1日)

3 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例案

(環境生活部くらし安全局道民生活課(24-171))

○改正概要

青少年の健全な育成を図る環境が変化している現状に鑑み、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、ゲームソフトについて包括的な有害図書類の指定を行う。

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

ア 次の行為を禁止する(違反した場合、30万円以下の罰金)。

(ア) 青少年を威迫して児童ポルノ等の提供を求める。

(イ) 青少年を欺いて児童ポルノ等の提供を求める。

(ウ) 青少年を困惑させて児童ポルノ等の提供を求める。

(エ) 青少年に拒まれたにもかかわらず、更に児童ポルノ等の提供を求める。

(オ) 青少年に対し対償を供与し、又はその供与の約束をして児童ポルノ等の提供を求める。

(カ) 当該13歳未満の青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める。

イ アに掲げる行為の常習者に対する加重処罰の規定を設ける(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

(2) ゲームソフトについて包括的に有害図書類として指定

次のいずれかに該当するゲームソフトを有害図書類として指定する。

ア 卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上となるもの

イ 知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不相当としたもの

(施行期日 令和2年1月1日)

4 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (25-756))

○改正概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に鑑み、貸付金に係る償還免除の対象に母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金を加える。

※ 母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金

児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回→年6回)等に伴う影響を緩和するため創設された臨時貸付金(貸付期間:令和元年11月1日から令和2年1月31日まで)

※ 償還免除の対象となる場合

死亡した場合、精神又は身体に著しい障害を受けた場合等

(施行期日 令和元年11月1日)

5 北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案

(建設部土木局道路課 (29-253))

○改正概要

道路構造令の改正に鑑み、道道について、新たに自転車通行帯の設置要件を定めるとともに、自転車道の設置要件に自動車の速度に関する基準を追加する。

(1) 自転車通行帯の設置要件・基準

ア 自転車等の交通量が多く、自転車の通行を歩行者や自動車と分離する必要がある道路には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設ける。

イ 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル(地形の状況等によりやむを得ない場合にあっては、1メートル)以上とする。

(2) 自転車道の設置要件に「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加する。

(施行期日 公布の日)

6 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

(建設部住宅局建築指導課 (29-454))

○改正概要

建築基準法の改正に鑑み、一時的に用途を変更して興行場等として使用する場合における建築物の敷地及び構造の制限を緩和することとし、併せて規定の整備を行う。

※ 興行場等:興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物

(1) 既存の建築物を一時的に用途変更して興行場等として使用する場合、条例による建築物の構造等に関する基準の一部を適用除外とする。

※ 適用除外とする主な条例の基準

ア 敷地と道路との関係に関する基準

イ 客席部の構造に関する基準 等8項目

(2) 規定の整備(条項ずれの解消)

(施行期日 公布の日)

7 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

(教育庁学校教育局高校教育課 (35-703))

○改正概要

小樽商業高等学校を廃止する。

※ 同校は平成30年度から募集停止

(施行期日 令和2年4月1日)

【手数料に係る改正】

8 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

(建設部住宅局建築指導課 (29-454))

○改正概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に鑑み、複数の建築物に関する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に係る手数料について定める。

※ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

エネルギー消費性能の向上を目的とした建築物の新築又は増改築等について、計画の認定を受けることにより、コージェネレーション設備等の設置に係る容積率の特例を受けることができる。

(施行期日 公布の日から起算して2月を超えない範囲内で規則で定める日)

【法令改正に伴う規定の整備】

No	条例案名	改正概要	施行期日
9	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (総務部人事局人事課 (22-155))	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定等に伴い、規定の整備を行う。	令和元年 12月14 日
10	北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 (経済部経済企画局経済企画課 (26-702))	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う。	公布の日